

危機迫る 最低保障 検証・生活保護

◆ 3



東京都新宿区内の老人ホームで、入所者のために配膳する園田敏之さん＝12日

ケア付き就労

現役世代の生活保護受給者が急増し、働ける人をいかに就労に導くかが課題になっている。人間関係への不安や体調不良、すぐ働く気持ちになれない人も多いため、悩みを聞いて、一つの地域の中に住居と仕事を用意、心身の状態を見ながら仕事

悩み聞いて地域で支援

園田さんは昨年11月まで鹿児島市にあるIT企業の事務所で働く契約社員だった。都内の本社出張中に電話で正社員の上司と口論となり退職、東京に残った。所持金が底を付き、約2週間のホームレス生活を送った昨年、ふるさとの会に相談した。「生活保護だけは受けまいと思った」
同会は当時、住むところがない困窮者に一時的に住居を提供するシェルター事業を始めたばかり。園田さんはワンルームマンションを無料で借り、朝晩に弁当の差し入れも受けた。約20社の採用試験を受けたが通らず、4月末にホームで働き始めた。同僚は園田さんの印象を「最初は青白い顔をしていて、黙々と働いていた」と振り返る。仕事は時給900円。週2回、朝の配膳から始めた。徐々に回数を増やし、7月にアパートを借りて自立。8月から週2回の宿直も担当し、月の手取りは約16万円になった。生活保護は受けずに済んだ。園田さんは「お年寄りや仲間と話すうちに心に余裕ができ、自分をとり戻せた」と話す。ふるさとの会では、働く人の心身の状態に応じて仕事を調整する「ケア付き就労」で104人が働いている。昨年末からのシェルター事業では、利用した男性6人のうち、園田さんを含む5人が仕事に就いた。
厚生労働省によると、生活保護を受ける世帯のうち、現役世代が多い「その他の世帯」の数(月平均)は、リーマン・ショック前の2007年度は約11万だったが、今年6月は2.5倍の約28万と急速に増えた。
生活保護制度では、働いて得た収入の分、受給額が減るため、就労意欲を抱きにくい点が問題視され、収入を積み立てて保護を脱した際に還付する制度を国が検討中だ。同会の滝脇憲常務理事は「働く能力があっても、家や食事、相談相手なければ就労は難しい。地域に受け入れ、自信を取り戻してもらう支援が有効だ」と話している。